

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の休止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和4年12月21日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		休止年月日
				名称	所在地	
第1794号	株式会社 京葉工業	千葉市緑区鎌取町 129番地20	笹山 愛	株式会社 京葉工業	千葉市緑区鎌取町 129番地20	令和4年10月 1日